

## 関係各課意見記入票

高槻市都市創造部審査指導課

※建築確認申請及び指定確認検査機関へ經由するには、関係各課への下見が必要です。

関係各課の下見が済みましたら、下記欄に経由印を押印してもらってください。

(注意) 申請の内容によっては、下記以外の関係各課に下見の經由をしていただく場合があります。

建築主名

<b>①審査指導課 (6F)</b> ※全ての申請に必要	<b>②審査指導課 (6F)</b> ※1 宅地造成規制区域内のもの、市街化調整区域内のもの ※2 都市計画法第29条の許可を受けたもの(宅地分譲除く)
開発調整チーム <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block; margin-left: 20px;">             条例協議              有 ・ 無              &lt;番号&gt;           </div>	開発審査チーム <span style="float: right; font-size: small;">※2の場合は①の前に経由してください。</span>
<b>③下水河川企画課 (7F)</b> ※全ての申請に必要 ※確約書を持参してください。	<b>④文化財課 (総合センター8F)</b> ※埋蔵文化財の遺跡所在地に該当するもの
<b>⑤都市づくり推進課 (6F)</b> <small>※直近に都市計画道路がある、用途地域が確定できない等            高槻市景観対象：建築物 高さ15m超又は建築面積1,000㎡超                              工作物 高さ10m超又は築造面積2,000㎡超            立地適正化計画に基づく届出対象(居住誘導区域外、都市機能誘導区域外)</small>	<b>⑥管理課 (5F)</b> ※法令の許可等がない寄付道路等
<b>⑦農林緑政課 (総合センター9F)</b> <small>※近郊緑地保全区域内、風致地区内のもの</small>	<b>⑧保育幼稚園指導課 (総合センター7F)</b> <small>※私立保育所の場合</small>
<b>⑨道路課 (5F)</b> <small>※道路事業実施中路線に接する敷地</small>	<b>⑩私学・大学課 (大阪府咲洲庁舎)</b> <small>※私立学校・幼稚園の場合。(学校法人の確認)</small>
<b>⑪管路整備課 (水道部)</b> <small>※給水詳細協議が必要なもの</small>	<b>⑫清掃業務課</b> (エネルギーセンター) <small>※既設の浄化槽のメンテナンス状態を確認する場合。            浄化槽の確認には、住居表示、施主名および管理者名が必要となります。</small>
<b>公園課 (5F)</b> <small>※緩和を適用する市管理公園等</small>	<b>アセットマネジメント推進室 (5F)</b> <small>※市所有地での建築確認 (公園内の集会所等)</small>